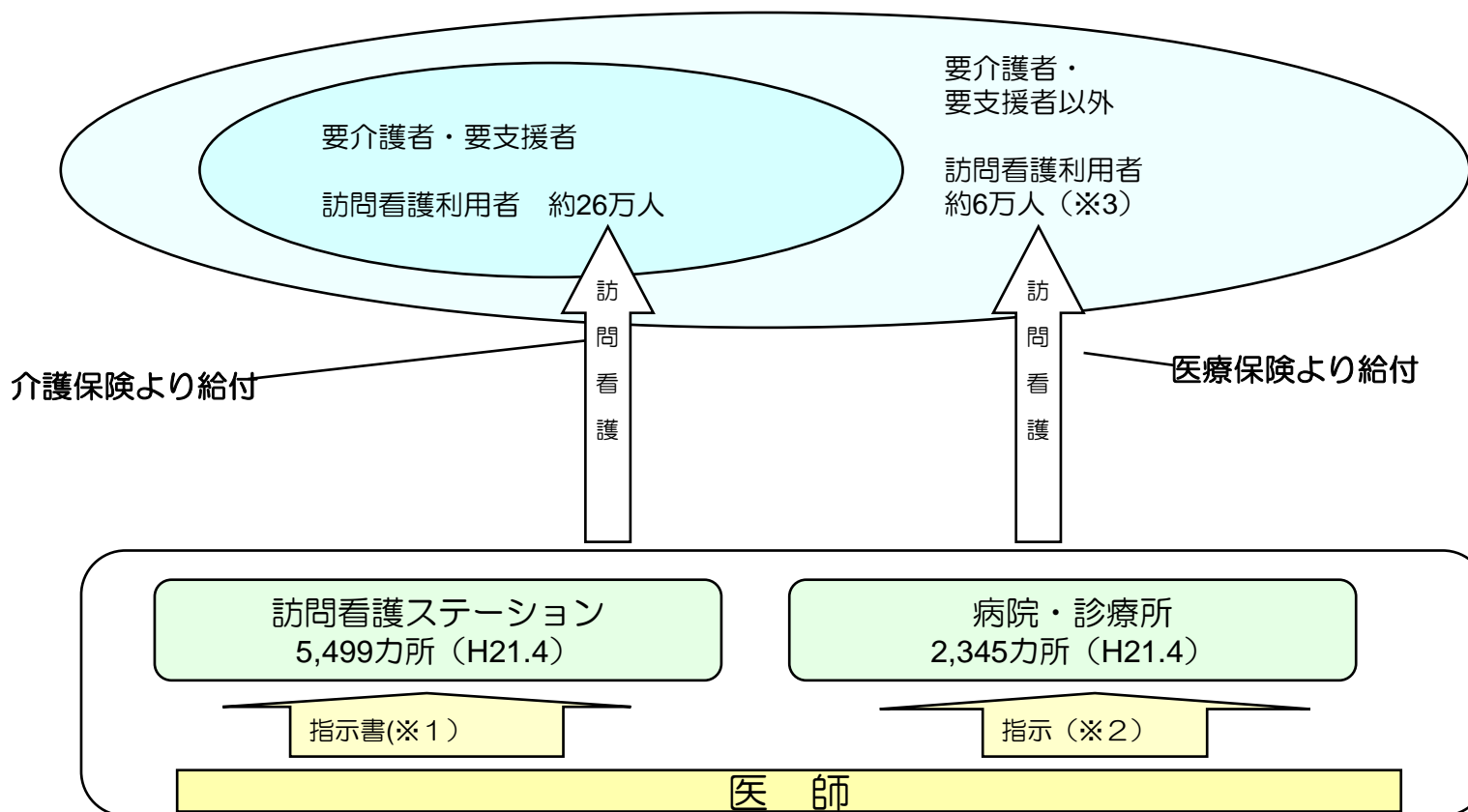


訪問看護の現状等について

訪問看護とは

- 居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助。
- 介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、癌末期、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限定して、医療保険からサービスが行われることとされている。



(※1) 訪問看護指示料 300点(医療保険)を算定

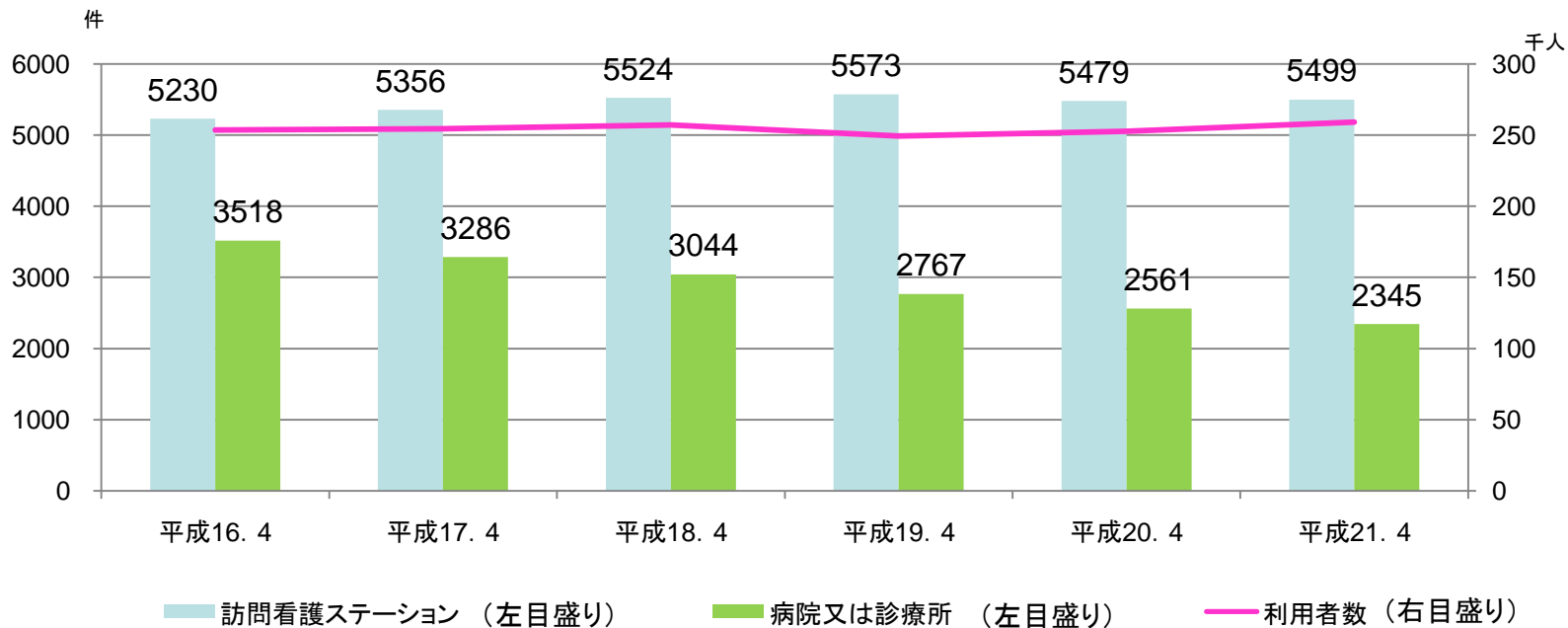
(※2) 他医療機関への指示の場合 診療情報提供料 250点(医療保険)を算定

(※3) 平成19年介護サービス施設事業所調査 (病院・診療所からの訪問看護利用者数は含まない)

(出典) 介護給付費実態調査(平成21年4月審査分)

訪問看護利用者及び事業所の状況

- 介護保険の訪問看護（予防含む）の利用者数は約26万人／月、訪問看護ステーション数は約5,500件程度（平成21年4月審査分）であり、近年、横ばいである。
- 利用者の約6割は、要介護3以上の中重度者である。



（出典）介護給付費実態調査

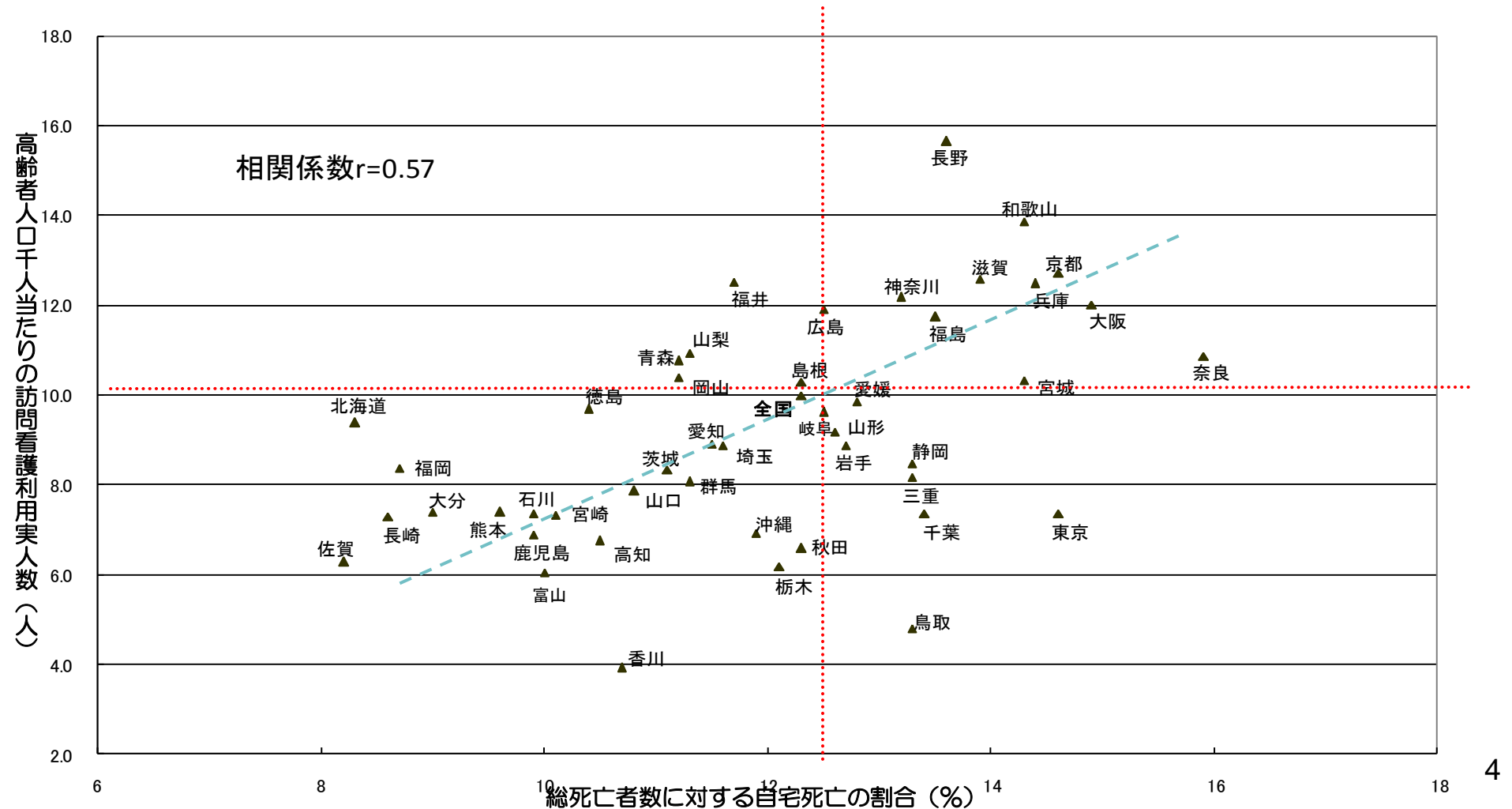
○ 訪問看護受給者数（千人）

要支援・ 要介護者数	総数	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者数 (%)	259.2 (100%)	6.3 (2.4%)	16.9 (6.5%)	— (0.0%)	31.9 (12.3%)	48.7 (18.8%)	49.0 (18.9%)	47.2 (18.2%)	59.0 (22.8%)

（出典）介護給付費実態調査（平成21年4月審査分）

訪問看護の利用状況と自宅死亡の割合

- 都道府県別高齢者人口千人当たりの訪問看護利用者数は約4倍の差がある。
(最多は長野県、最少は香川県)。
- 高齢者の訪問看護利用者数が多い都道府県では、在宅で死亡する者の割合が高い傾向がある。



(出典) 介護サービス施設・事業所調査(平成19年),人口動態調査(平成19年),平成19年10月1日現在推計人口